中小企業等経営強化法の経営力強化税制Ｑ＆Ａ

平成28年7月8日現在

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項番 | 質問 | 回答 |
| 1 | 「年平均1％以上向上」の比較対象は何か？ | 当該受変電設備に使用する変圧器を製造しているメーカーの一代前モデルと比較して下さい。 |
| 2 | 受変電設備のトランスの内容がわかりません。  どのように申請したらよいですか？ | 申請する場合、トランスの内容（容量、電圧、エネルギー消費効率等）が把握できた時点で申請を行ってください。 |
| 3 | 証明書は、申請後どの程度の期間で発行してもらえますか? | 申請書受理が、特に問題が無ければ一週間程度で発行します。 |
| 4 | 設備投資促進税制と同時に申請するが提出書類を兼用できますか？ | 証明書の提出先が異なるために、提出申請書は各々作成してください。  ･経営力強化税制は計画書と共に証明書を経済産業省へ  ･設備投資促進税制は税務局へ  なお要件確認内訳表、結線図スケルトン、変圧器資料等は兼用可能です。 |
| 5 |  |  |
| 6 |  |  |
| 7 |  |  |
| 8 |  |  |
| 9 |  |  |
| 10 |  |  |